

令和8年度 薩摩川内市特別奨学資金奨学生募集要綱

※この特別奨学資金は支給するもので、返還不要の奨学資金です。

1 資格

薩摩川内市内の中学校を卒業し、薩摩川内市に生活の本拠を有する方で、向学心が強く、学業が優秀（スポーツ・部活動等において優秀な方を含む）であるにもかかわらず経済的理由により修学が困難なことのほか、次のいずれかに該当する方

- (1) 薩摩川内市内の高等学校に在学する方（公立私立を問わず）
- (2) 市長が指定する公立高等学校に在学し、農業自営者を志望する方
※ 指定する公立高等学校 … 市来農芸高等学校、薩摩中央高等学校、鶴翔高等学校
- (3) 教育委員会が特別の事情があると認める方

2 支給金額 月額 15,000円（返還不要）

3 支給期間 支給を決定した年度の4月分から、高等学校の正規の修業期間を終了する月まで

4 支給方法 年3回（7・11・3月）口座振替 *新規者は年2回（11・3月）予定

5 申請書類 各学校に設置・薩摩川内市ホームページからのダウンロードも可能

- (1) 特別奨学生願書（様式第1号）
- (2) 特別奨学生推薦調書（様式第2号）*学校により作成されます。
- (3) 令和8年度市県民税所得課税証明書 *本人と同居し、収入のある家族全員分必要です。
- (4) 特別奨学生調査照会承諾書

6 応募期間 **令和8年6月1日（月）～ 令和8年6月30日（火）学校必着**

7 提出先

奨学生を希望する生徒

上記5の(1)、(3)、(4)の書類を、在籍する学校へ提出

高等学校長

生徒からの提出書類を確認後、上記5の(2)を添付し薩摩川内市教育委員会
学校教育課（本庁5階）へ 令和8年7月10日（金）までに提出

8 決定通知

10月下旬（予定）に市教育委員会から在籍する学校を通じて、本人・保護者に通知いたします。

9 その他

- (1) 令和6年度から、より多くの方へ支援できるように対象人数を若干増やしております。
- (2) 住所・保護者変更、休学、転学、退学等があった場合は、必ず市教育委員会へ届出ください。
- (3) 特別奨学生の資格要件に該当しなくなった場合、特別奨学金を停止します。
- (4) 支給が開始した年から、年度末に成績表の提出が必要です。（学校への発行依頼の手続き）
- (5) 卒業後簡単なアンケート調査（進学・就職に関すること）に御協力ください。

< 問合せ先 >

薩摩川内市教育委員会 学校教育課 学事グループ 担当 宮内
TEL 0996-22-8115（ダイヤルガイド 内線5331）
FAX 0996-21-1285
E-mail gakuji@city.satsumasendai.lg.jp